

基本計画書

基本計画書																																													
事項	記入欄								備考																																				
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更																																												
フリガナ設置者	コリツカクイフクカクジン フクイカク 国立大学法人 福井大学																																												
フリガナ大学の名称	フクイカク 福井大学 (University of Fukui)																																												
大学本部の位置	福井県福井市文京三丁目9番1号																																												
大学の目的	<p>学術と文化の拠点として、高い倫理観のもと、人々が健やかに暮らせるための科学と技術に関する世界的水準での教育・研究を推進し、地域、国及び国際社会に貢献し得る人材の育成と、独創的かつ地域の特色に鑑みた教育科学研究、先端科学技術研究及び医学研究を行い、専門医療を実践することを目的とする。</p>																																												
新設学部等の目的	<p>本学医学部では、地域貢献を使命とする大学の理念のもと、地域医療への貢献の一環として、福井県内において医療を担う優秀な医療人の育成を担っている。</p> <p>平成21年度に①「経済財政改革の基本方針2008」に基づいた5名の恒久定員増並びに②「緊急医師確保対策」に基づいた平成29年度までの期限を付した5名の臨時定員増、平成22年度に③「経済財政改革の基本方針2009」に基づいた平成31年度までの期限を付した5名の臨時定員増、平成29年度に④「地域の医師確保の観点」に基づいた平成31年度までの期限を付した5名の臨時定員増をそれぞれ実施してきた。併せて、平成20年度から平成27年度入学者まで、財団法人嶺南医療振興財団の支援による「嶺南地域」に限定した地域医療を担う医師養成を推進し、医師の地域偏在の是正に取り組んでいるところであるが、偏在解消には至っていない。</p> <p>今回、令和3年度を期限とする10名の入学定員増について福井県と協議し、「第7次福井県医療計画」及び「医療介護総合確保促進法に基づく福井県計画」に位置づけた福井県との連携を強化し、更なる「福井県において地域医療を担う医師」の養成を行うこととした。</p> <p>ついで、令和2年度の入学定員を、定員増を行わない場合の入学定員100名から110名に変更するものである。</p>																																												
新設学部等の概要	新設学部等の名称	年	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	医学部医学科の今回の10名の入学定員の増員は、令和3年度までの臨時定員増である。また、医学部医学科の令和元年度における収容定員は685人である。 <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>(人)</th> <th>入学定員</th> <th>編入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>110</td> <td>5</td> <td>685</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>110</td> <td>5</td> <td>685</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>100</td> <td>5</td> <td>675</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>100</td> <td>5</td> <td>665</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>100</td> <td>5</td> <td>655</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>100</td> <td>5</td> <td>645</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>100</td> <td>5</td> <td>635</td> </tr> <tr> <td>令和9年度</td> <td>100</td> <td>5</td> <td>625</td> </tr> </tbody> </table>	(人)	入学定員	編入学定員	収容定員	令和2年度	110	5	685	令和3年度	110	5	685	令和4年度	100	5	675	令和5年度	100	5	665	令和6年度	100	5	655	令和7年度	100	5	645	令和8年度	100	5	635	令和9年度	100	5	625
	(人)	入学定員	編入学定員	収容定員																																									
	令和2年度	110	5	685																																									
	令和3年度	110	5	685																																									
	令和4年度	100	5	675																																									
	令和5年度	100	5	665																																									
	令和6年度	100	5	655																																									
	令和7年度	100	5	645																																									
	令和8年度	100	5	635																																									
	令和9年度	100	5	625																																									
教育学部 学校教育課程	4	100	—	400	学士（教育学）	平成28年4月 第1年次	福井県福井市文京3丁目9番1号																																						
医学部 医学科	6	110 (100)	2年次 5 (5)	645 (625)	学士（医学）	令和2年4月 第1年次	福井県吉田郡永平寺町 松岡下合月23号3番地																																						
看護学科	4	60	—	240	学士（看護学）	平成9年4月 第1年次																																							
工学部 機械・システム工学科	4	155	3年次 10	640	学士（工学）	平成28年4月 第1年次	福井県福井市文京3丁目9番1号																																						
電気電子情報工学科	4	125	3年次 20	540	学士（工学）	平成28年4月 第1年次																																							
建築・都市環境工学科	4	60	3年次 10	260	学士（工学）	平成28年4月 第1年次																																							
物質・生命化学科	4	135	—	540	学士（工学）	平成28年4月 第1年次																																							
応用物理学科	4	50	—	200	学士（工学）	平成28年4月 第1年次																																							
国際地域学部 国際地域学科	4	60	—	240	学士（国際地域）	平成28年4月 第1年次																																							
計		855 (845)		3,705 (3,685)																																									
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	該当なし																																												

教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計				
	—	—科目	—科目	—科目	—科目	—単位			
教 員 組 の 概 分	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	兼任教員等
	新	教育学部 学校教育課程	20 (20)	29 (29)	4 (4)	0 (0)	53 (53)	2 (2)	50 (50)
		医学部 医学科	42 (42)	38 (38)	36 (36)	103 (103)	219 (219)	0 (0)	113 (113)
		看護学科	7 (7)	6 (6)	2 (2)	13 (13)	28 (28)	0 (0)	79 (79)
		工学部 機械・システム工学科	22 (22)	17 (17)	5 (5)	4 (4)	48 (48)	0 (0)	14 (14)
		電気電子情報工学科	15 (15)	14 (14)	1 (1)	4 (4)	34 (34)	0 (0)	19 (19)
		建築・都市環境工学科	6 (6)	5 (5)	5 (5)	2 (2)	18 (18)	0 (0)	16 (16)
		物質・生命化学科	13 (13)	17 (17)	1 (1)	5 (5)	36 (36)	0 (0)	13 (13)
		応用物理学科	13 (13)	9 (9)	1 (1)	2 (2)	25 (25)	0 (0)	14 (14)
	設	国際地域学部 国際地域学科	10 (10)	8 (8)	7 (7)	0 (0)	25 (25)	0 (0)	15 (15)
		福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学 連合教職開発研究科 教職開発専攻 (専門職学位課程)	27 (27)	40 (40)	6 (6)	2 (2)	75 (75)	0 (0)	18 (18)
		医学系研究科 看護学専攻 (修士課程)	8 (8)	5 (5)	5 (5)	11 (11)	29 (29)	0 (0)	70 (70)
		医学系研究科 統合先進医学専攻 (博士課程)	42 (42)	39 (39)	31 (31)	104 (104)	216 (216)	0 (0)	9 (9)
		工学研究科 産業創成工学専攻 (博士前期課程)	18 (18)	20 (20)	1 (1)	1 (1)	40 (40)	0 (0)	39 (39)
		安全社会基盤工学専攻 (博士前期課程)	27 (27)	20 (20)	9 (9)	4 (4)	60 (60)	0 (0)	50 (50)
		知識社会基礎工学専攻 (博士前期課程)	31 (31)	23 (23)	3 (3)	5 (5)	62 (62)	0 (0)	33 (33)
		工学研究科 総合創成工学専攻 (博士後期課程)	70 (70)	54 (54)	5 (5)	0 (0)	129 (129)	0 (0)	7 (7)
		国際地域マネジメント研究科 国際地域マネジメント専攻 (専門職学位課程)	9 (9)	7 (7)	1 (1)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	11 (11)
		計	164 (164)	160 (160)	63 (63)	135 (135)	522 (522)	2 (2)	— (—)
既設分	該当なし	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
	計	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
	合計	164 (164)	160 (160)	63 (63)	135 (135)	522 (522)	2 (2)	— (—)	
教員以外の職員の概要	職種		専任		兼任		計		
	事務職員		283 (283)		332 (332)		615 (615)		
	技術職員		1,132 (1,132)		185 (185)		1,317 (1,317)		
	図書館専門職員		5 (5)		5 (5)		10 (10)		
	その他の職員		17 (17)		17 (17)		34 (34)		
計		1,437 (1,437)		539 (539)		1,976 (1,976)			
校地等	区分		専用		共用		共用する他の学校等の専用		
	校舎敷地		267,651㎡		0㎡		0㎡		
	運動場用地		94,273㎡		0㎡		0㎡		
	小計		361,924㎡		0㎡		0㎡		
	その他		181,060㎡		0㎡		0㎡		
合計		542,984㎡		0㎡		0㎡			

校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計					
		138,456㎡ (138,456㎡)	0 ㎡ (0 ㎡)	0 ㎡ (0 ㎡)	138,456㎡ (138,456㎡)					
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設		大学全体			
	71室	99室	426室	18室 (補助職員 3人)	4室 (補助職員 3人)					
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数			大学全体			
		大学全体		428 室						
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	大学全体		
	大学全体	677,450 [203,350] (663,311 [201,333])	32,700 [19,450] (32,516 [19,308])	15,500 [14,000] (15,344 [14,032])	5,700 (5,436)	6,000 (5,893)	1 (1)			
	計	677,450 [203,350] (663,311 [201,333])	32,700 [19,450] (32,516 [19,308])	15,500 [14,000] (15,344 [14,032])	5,700 (5,436)	6,000 (5,893)	1 (1)			
図書館		面積	閲覧席座数		収 納 可 能 冊 数		大学全体			
		8,653㎡	827		788,333					
体育館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要							
		3,929㎡	屋外球技コート, プール, 野球場							
経 費 の 積 立 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経 費 の 見 積 り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	国費（運営費交付金）による
		教員1人当り研究費等		—	—	—	—	—	—	
		共同研究費等		—	—	—	—	—	—	
		図書購入費		—	—	—	—	—	—	
	設備購入費	—	—	—	—	—	—	—		
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円			
学生納付金以外の維持方法の概要		—								
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	福 井 大 学								
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
	【学部】	年	人	年次人	人		倍			
	教育学部						1.03		福井県福井市文京三丁目9番1号	
	学校教育課程	4	100	—	400	学士(教育学)	1.03	平成28年度		
	教育地域科学部						—		福井県福井市文京三丁目9番1号	
	学校教育課程	4	—	—	—	学士(教育学)	—	平成11年度		
	地域科学課程	4	—	—	—	学士(地域科学)	—	平成20年度		
	医学部						1.01		福井県吉田郡永平寺町松岡下合月23号3番地	
	医学科	6	110	5	685	学士(医学)	1.00	昭和59年度		
看護学科	4	60	—	240	学士(看護学)	1.03	平成9年度			
工学部						1.02		福井県福井市文京三丁目9番1号		
機械・システム工学科	4	155	10	475	学士(工学)	1.01	平成28年度			
電気電子情報工学科	4	125	20	395	学士(工学)	1.02	平成28年度			
建築・都市環境工学科	4	60	10	190	学士(工学)	1.05	平成28年度			
物質・生命化学科	4	135	—	405	学士(工学)	1.03	平成28年度			
応用物理学科	4	50	—	150	学士(工学)	1.05	平成28年度			
機械工学科	4	—	—	—	学士(工学)	—	平成11年度			
電気・電子工学科	4	—	—	—	学士(工学)	—	平成11年度			
情報・メディア工学科	4	—	—	—	学士(工学)	—	平成11年度			

既設大学等の状況	建築建設工学科	4	—	—	—	学士(工学)	—	平成11年度		平成28年度より学生募集停止	
	材料開発工学科	4	—	—	—	学士(工学)	—	平成11年度		平成28年度より学生募集停止	
	生物応用化学科	4	—	—	—	学士(工学)	—	平成11年度		平成28年度より学生募集停止	
	物理工学科	4	—	—	—	学士(工学)	—	平成11年度		平成28年度より学生募集停止	
	知能システム工学科	4	—	—	—	学士(工学)	—	平成11年度		平成28年度より学生募集停止	
	国際地域学部										
	国際地域学科	4	60	—	240		1.05	1.05	平成28年度	福井県福井市文京三丁目9番1号	
	【大学院】										
	教育学研究科										
	学校教育専攻 (修士課程)	2	27	—	54	修士(教育学)	0.82		平成20年度	福井県福井市文京三丁目9番1号	平成30年度より入学定員変更(30→27)
	福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科										
	教職開発専攻 (教職大学院の課程)	2	40	—	80	教職修士(専門職)	0.84		平成30年度	福井県福井市文京三丁目9番1号	
	医学系研究科										
	看護学専攻 (修士課程)	2	12	—	24	修士(看護学)	0.83		平成13年度	福井県吉田郡永平寺町松岡下合月23番地3番地	
	統合先進医学専攻 (博士課程)	4	25	—	100	博士(医学)	0.90		平成25年度		
	先端応用医学専攻 (博士課程)	4	—	—	—	博士(医学)	—		平成20年度		平成25年度より学生募集停止
	工学研究科										
	機械工学専攻 (博士前期課程)	2	32	—	64	修士(工学)	1.32		平成15年度	福井県福井市文京三丁目9番1号	
	電気・電子工学専攻 (博士前期課程)	2	30	—	60	修士(工学)	0.98		平成15年度		
	情報・メディア工学専攻 (博士前期課程)	2	31	—	62	修士(工学)	1.09		平成15年度		
建築建設工学専攻 (博士前期課程)	2	28	—	56	修士(工学)	0.94		平成15年度			
材料開発工学専攻 (博士前期課程)	2	24	—	48	修士(工学)	1.20		平成15年度			
生物応用化学専攻 (博士前期課程)	2	21	—	42	修士(工学)	1.23		平成15年度			
物理工学専攻 (博士前期課程)	2	18	—	36	修士(工学)	1.05		平成15年度			
知能システム工学専攻 (博士前期課程)	2	27	—	54	修士(工学)	1.07		平成15年度			
繊維先端工学専攻 (博士前期課程)	2	15	—	30	修士(工学)	1.83		平成25年度			
原子力・エネルギー安全工学専攻 (博士前期課程)	2	27	—	54	修士(工学)	0.75		平成16年度			
総合創成工学専攻 (博士後期課程)	3	22	—	66	博士(工学)	0.92		平成25年度			

<p>附属施設の概要</p>	<p>○医学部附属病院 目的：診療を通じて医学の教育及び研究の向上を図る。 所在地：吉田郡永平寺町松岡下合月23号3番地 設置年月：昭和58年4月1日 規模等：71,684m²</p> <p>○教育学部附属幼稚園・義務教育学校 目的：幼児の保育，児童・生徒の教育を実施し，保育又は教育の理論及び実践に関する研究に寄与するとともに，教育学部学生の教育実習の実施に当たることを目的とする。 所在地：福井市二の宮4丁目45番1号 設置年月：〔幼稚園〕昭和42年6月1日，〔義務教育学校〕平成29年4月1日 規模等：11,726m²</p> <p>○教育学部附属特別支援学校 目的：知的障害児が，その障害に基づく生活上の困難を改善・克服し，可能な限り社会参加ができるような生活態度と能力を育成することを目的とする。 所在地：福井市八ツ島町1字3 設置年月：昭和46年4月1日 規模等：4,642m²</p> <p>○産学官連携本部 目的：地域企業に「技術開発」と「人材育成」に関するソリューションを提供し，その連携を通じて大学における多様かつ持続的な「知」の創出に貢献する。 所在地：福井市文京三丁目9番1号 設置年月：平成19年11月1日 規模等：3,556m²</p> <p>○附属国際原子力工学研究所 目的：世界トップレベルの特色ある原子力人材育成及び研究開発を行い，環境と調和した持続的なエネルギー供給基盤を持つ世界の構築に貢献することを目的とする。 所在地：敦賀市鉄輪町1丁目3番33号 設置年月：平成21年4月1日 規模等：6,997m²（借地）</p> <p>○高エネルギー医学研究センター 目的：放射線医学研究を通じて，原子力の平和利用と未来への扉をたたく，高度先端医療技術推進水準の向上を目的とする。 所在地：吉田郡永平寺町松岡下合月23号3番地 設置年月：平成6年5月20日 規模等：1,236m²</p> <p>○遠赤外領域開発研究センター 目的：独自に開発した高出力遠赤外光源「ジャイロトロン」をさらに高度化する研究開発とともに，高出力遠赤外光源を用いて初めて可能になる遠赤外領域の先進的・先導的研究の実践を目的とする。 所在地：福井市文京三丁目9番1号 設置年月：平成11年4月1日 規模等：2,629m²</p> <p>○保健管理センター 目的：大学における保健管理に関する専門的業務を一体的に行い，学生及び教職員の心身の健康の保持増進を図る。 所在地：福井市文京三丁目9番1号 設置年月：昭和47年4月1日 規模等：354m²</p>	
----------------	--	--

(白 紙 ペ ー ジ)

国立大学法人福井大学 設置認可等に関わる組織の移行表

令和2年度 (医学部定員増をしなかった場合)	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	
福井大学				
教育学部				
学校教育課程	100	—	400	
医学部				
医学科	100	2年次 5	625	
看護学科	60	—	240	
工学部				
機械・システム工学科	155	3年次 10	640	
電気電子情報工学科	125	20	540	
建築・都市環境工学科	60	10	260	
物質・生命化学科	135	—	540	
応用物理学科	50	—	200	
国際地域学部				
国際地域学科	60	—	240	
計	845	2年次 5 3年次 40	3,685	
福井大学大学院				
福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科				
教職開発専攻(P)	60	—	120	
医学系研究科				
看護学専攻(M)	12	—	24	
統合先進医学専攻(D)	25	—	100	
工学研究科				
産業創成工学専攻(M)	85	—	170	
安全社会基盤工学専攻(M)	84	—	168	
知識社会基礎工学専攻(M)	84	—	168	
総合創成工学専攻(D)	22	—	66	
国際地域マネジメント研究科				
国際地域マネジメント専攻(P)	7	—	14	
計	379		830	

令和2年度 (医学部定員増をした場合)	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
福井大学				
教育学部				
学校教育課程	100	—	400	
医学部				
医学科	110	2年次 5	645	定員変更(10)
看護学科	60	—	240	
工学部				
機械・システム工学科	155	3年次 10	640	
電気電子情報工学科	125	20	540	
建築・都市環境工学科	60	10	260	
物質・生命化学科	135	—	540	
応用物理学科	50	—	200	
国際地域学部				
国際地域学科	60	—	240	
計	855	2年次 5 3年次 40	3,705	
福井大学大学院				
福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科				
教職開発専攻(P)	60	—	120	
医学系研究科				
看護学専攻(M)	12	—	24	
統合先進医学専攻(D)	25	—	100	
工学研究科				
産業創成工学専攻(M)	85	—	170	
安全社会基盤工学専攻(M)	84	—	168	
知識社会基礎工学専攻(M)	84	—	168	
総合創成工学専攻(D)	22	—	66	
国際地域マネジメント研究科				
国際地域マネジメント専攻(P)	7	—	14	
計	379		830	

(白 紙 ペ ー ジ)

校地校舎等の図面

(1) 都道府県における位置関係



(2) 最寄り駅からの距離, 交通機関及び所要時間



教育学部・工学部・国際地域学部

鉄道	えちぜん鉄道福井駅-(約10分)-福大前西福井駅 [JR福井駅東口から出て三国芦原線に乗り] ※西口前の福井鉄道(路面電車)ではありません。
バス	京福バス福井駅-(約10分)-福井大学前停留所 [JR福井駅西口バスターミナル2番のりばより乗り]
タクシー	JR福井駅-(約10分)-福井大学文京キャンパス [必ず「福井大学文京キャンパス」と伝えてください]
自家用車	北陸自動車道 福井北I.Cから国道416号線で西へ約7km または福井I.Cから国道158号線で西へ約8km

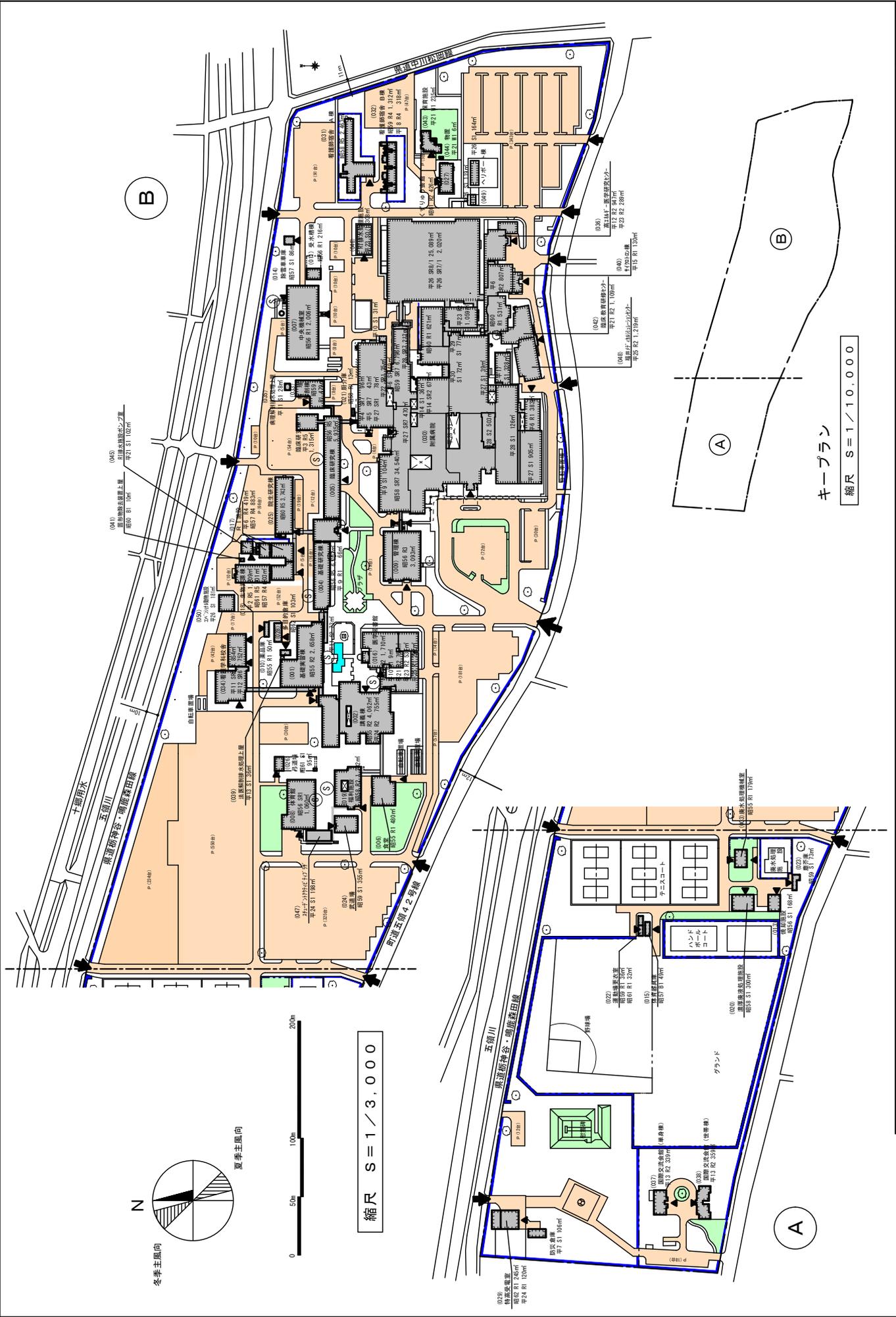
医学部・附属病院

バス	京福バス福井駅-(約35分)-福井大学病院 [JR福井駅西口バスターミナル1番のりばより乗り]
鉄道	えちぜん鉄道福井駅-(約20分)-松岡駅-(バス約5分) -福井大学病院 ※西口前の福井鉄道(路面電車)ではありません。
タクシー	JR福井駅-(約30分)-福井大学松岡キャンパス [必ず「福井大学松岡キャンパス」と伝えてください]
自家用車	北陸自動車道 福井北I.Cから北へ約4km、 または丸岡I.Cから南へ約5km

附属国際原子力工学研究所

鉄道	JR敦賀駅から徒歩で約3分
自家用車	北陸自動車道 敦賀I.Cから敦賀バイパス 国道8号線で約1km、国道476号線で西へ約1km、 敦賀街道・国道8号線で南へ約3km

医学部配置図



敷地面積	建築面積	延べ面積	建ぺい率	容積率	全学生数	学部等名	土地番号	土地名	所在地	学校番号	学校名	作成年度
270,230㎡	50,084㎡	135,517㎡	19%	50%	1,140人	医学部	101	松岡	福岡県若尾郡永年町松岡下合内2-3-3	0508	福井大学	2019

福井大学学則（案）

平成 16 年 4 月 1 日

福大学則第 1 号

目 次

第 1 章 総則

- 第 1 節 目的及び使命（第 1 条）
- 第 2 節 組織（第 2 条－第 11 条）
- 第 3 節 職員（第 12 条－第 12 条の 2）
- 第 4 節 組織の長（第 13 条－第 19 条の 2）
- 第 5 節 教授会等（第 20 条－第 21 条）
- 第 6 節 自己評価及び教育研究の状況の公表等（第 22 条－第 23 条）

第 2 章 学部通則

- 第 1 節 学年，学期及び休業日（第 24 条－第 26 条）
- 第 2 節 修業年限及び在学期間（第 27 条－第 29 条）
- 第 3 節 入学（第 30 条－第 38 条）
- 第 4 節 教育課程，履修方法，単位の授与等（第 39 条－第 52 条の 2）
- 第 5 節 卒業及び学位の授与等（第 53 条－第 56 条）
- 第 6 節 休学，留学，転学，転部，退学及び除籍（第 57 条－第 62 条）
- 第 7 節 賞罰（第 63 条－第 64 条）
- 第 8 節 検定料，入学料，授業料及び寄宿料（第 65 条－第 73 条）
- 第 9 節 研究生，科目等履修生，特別聴講学生及び特別の課程（第 74 条－第 77 条）
- 第 10 節 外国人留学生（第 78 条）

附 則

第 1 章 総則

第 1 節 目的及び使命

（目的及び使命）

第 1 条 福井大学（以下「本学」という。）は，学術と文化の拠点として，高い倫理観のもと，人々が健やかに暮らせるための科学と技術に関する世界的水準での教育・研究を推進し，地域，国及び国際社会に貢献し得る人材の育成と，独創的かつ地域の特色に鑑みた教育科学研究，先端科学技術研究及び医学研究を行い，専門医療を実践することを目的とする。

第 2 節 組織

（学部，学科及び課程）

第 2 条 本学に，次の学部，学科及び課程を置く。

教育学部 学校教育課程

医学部 医学科

看護学科

工学部 機械・システム工学科

電気電子情報工学科

建築・都市環境工学科

物質・生命化学科

応用物理学科

国際地域学部 国際地域学科

- 2 前項の各学部置く学科及び課程の入学定員、編入学定員及び収容定員は、別表1のとおりとする。
- 3 各学部、学科又は課程ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、学長が別に定める。
- 4 学長は、前項により目的を定めるに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。
- 5 学部に関し必要な事項は、別に定める。

(共通教育部)

第2条の2 本学に、共通教育部を置く。

- 2 共通教育部に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院)

第3条 本学に、大学院を置き、次の研究科を置く。

福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科

医学系研究科

工学研究科

国際地域マネジメント研究科

- 2 福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科は、福井大学、奈良女子大学及び岐阜聖徳学園大学の間で締結された協定書に基づき設置するもので、本学を基幹大学とし、奈良女子大学及び岐阜聖徳学園大学を参加大学として組織する。
- 3 この学則に定めるもののほか、大学院に関し必要な事項は、大学院学則に定める。

(学術研究院)

第4条 本学に、教員組織として学術研究院を置き、次の部門等を置く。

教育・人文社会系部門

医学系部門

工学系部門

先進部門

基盤部門

先端研究推進特区

- 2 学術研究院に関し必要な事項は、別に定める。

(教育学部附属学園及び附属学校)

第5条 本学の教育学部に、附属学園を置き、附属学園に、次の附属学校を置く。

附属幼稚園

附属義務教育学校

附属特別支援学校

- 2 附属特別支援学校においては、学校教育法（昭和22年法律第26号、以下「学校教育法」という。）第72条に規定する知的障害者に対する教育を行う。
- 3 附属学園及び附属学校に関し必要な事項は、別に定める。

(医学部附属病院)

第5条の2 本学の医学部に、附属病院を置く。

- 2 附属病院に関し必要な事項は、別に定める。

(学部及び研究科附属教育研究施設等)

第6条 本学に、学部及び研究科に附属する教育研究施設等として、次の施設を置き、これらを総称して附属教育研究施設等という。

教育学部	附属教育実践総合センター 総合自然教育センター
医学部	附属教育支援センター 附属先進イメージング教育研究センター
工学部	附属超低温物性実験施設 先端科学技術育成センター
医学系研究科	附属地域医療高度化教育研究センター
工学研究科	附属繊維工業研究センター

2 附属教育研究施設等に関し必要な事項は、別に定める。

(工学部技術部)

第6条の2 本学工学部に、技術に関する専門的業務を処理するため、技術部を置く。

2 技術部に関し必要な事項は、別に定める。

(附属図書館)

第7条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(産学官連携本部)

第7条の2 本学に、産学官連携活動を行う拠点として、産学官連携本部を置く。

2 産学官連携本部に関し必要な事項は、別に定める。

(先進教育研究系施設)

第8条 本学に、先進教育研究等を行う拠点として、次の施設を置き、これらを総称して先進教育研究系施設という。

附属国際原子力工学研究所
高エネルギー医学研究センター
遠赤外領域開発研究センター
子どものこころの発達研究センター
繊維・マテリアル研究センター

(学内共同教育研究施設)

第8条の2 本学に、教職員が共同して教育若しくは研究を行い、又は教育若しくは研究のため共用する施設及びその他の全学的業務を行う施設として、次の施設を置き、これらを総称して学内共同教育研究施設という。

ライフサイエンス支援センター
ライフサイエンスイノベーションセンター
地域環境研究教育センター
重点研究高度化推進本部
テニュアトラック推進本部
アドミッションセンター
高等教育推進センター

語学センター
国際センター
キャリアセンター
地域創生推進本部
災害ボランティア活動支援センター
総合情報基盤センター

(学内共同教育研究施設等)

第8条の3 前2条に規定する組織を総称して学内共同教育研究施設等という。

2 学内共同教育研究施設等に関し必要な事項は、別に定める。

(機構)

第8条の4 本学に、関係する組織と有機的に連携して本学の特に重要な業務を行う組織として、次の機構を置く。

全学教育改革推進機構
COC推進機構
原子力医工統合研究推進機構
ライフサイエンスイノベーション推進機構
子どものこころの発達教育研究推進機構
国際化推進機構
産学官連携・地域イノベーション推進機構

2 機構及び本部に関し必要な事項は、別に定める。

(保健管理センター)

第9条 本学に、保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

(厚生補導施設)

第10条 本学に、福利厚生施設及び課外活動施設等（以下「厚生補導施設」という。）を置く。

2 厚生補導施設に関し必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第11条 本学に、事務局その他事務組織を置く。

2 事務組織に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 職員

(職員)

第12条 本学に、次の職員を置き、国立大学法人福井大学の役員及び職員をもって充てる。

学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、URA職員、事務職員、技術職員及びその他の職員

(研修の機会等)

第12条の2 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第44条の2に規定する研修に該当するものを除く。）など必要な取組を行うものとする。

第4節 組織の長

(学長)

第13条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(副学長)

第14条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

(学部長及び研究科長)

第15条 各学部に学部長を、各研究科に研究科長を置く。

2 学部長は、当該学部の校務をつかさどり、所属職員を監督する。

3 研究科長は、当該研究科の校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(共通教育部長)

第15条の2 共通教育部に共通教育部長を置く。

2 共通教育部長は、共通教育部の校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(部門長)

第15条の3 学術研究院の各部門に部門長を置く。

2 部門長は、当該部門の校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(教育学部附属学園長及び附属学校長)

第16条 教育学部附属学園に学園長を、附属学校に校長(幼稚園にあつては園長)を置く。

2 学園長は、附属学園の校務を総括整理する。

3 校長(幼稚園にあつては園長)は、当該附属学校の校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(医学部附属病院長)

第16条の2 医学部附属病院に病院長を置く。

2 病院長は、附属病院の管理運営をつかさどり、所属職員を監督する。

(附属教育研究施設等の長)

第17条 附属教育研究施設等にそれぞれ長を置く。

2 附属教育研究施設等の長は、命を受けて当該施設の管理運営をつかさどる。

(工学部技術部長)

第17条の2 工学部技術部に技術部長を置く。

2 技術部長は、命を受けて技術部の管理運営をつかさどる。

(附属図書館長)

第18条 附属図書館に館長を置く。

2 館長は、附属図書館の管理運営をつかさどり、所属職員を監督する。

(産学官連携本部長)

第18条の2 産学官連携本部に産学官連携本部長を置く。

2 産学官連携本部長は、産学官連携本部の管理運営をつかさどり、所属職員を監督する。

(学内共同教育研究施設等の長)

第18条の3 学内共同教育研究施設等にそれぞれ施設長を置く。

2 施設長は、当該施設の管理運営をつかさどり、所属職員を監督する。

(機構長及び本部長)

第18条の4 各機構に機構長を、各本部に本部長を置く。

2 機構長は、当該機構の業務を総括整理する。

3 本部長は、当該本部の管理運営をつかさどり、所属職員を監督する。

(保健管理センター所長)

第19条 保健管理センターに所長を置く。

2 所長は、保健管理センターの管理運営をつかさどり、所属職員を監督する。

(組織の長の任命等)

第19条の2 第15条から前条までに規定する組織の長の任命等に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 教授会等

(教授会)

第20条 本学に、学校教育法第93条第1項の規定により教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会等)

第21条 本学に、特定の事項を審議するため、委員会等を置く。

2 委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 自己評価及び教育研究の状況の公表等

(自己評価等)

第22条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

3 第1項の点検及び評価並びに前項の検証の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究の状況等の公表)

第23条 本学は、教育研究並びに組織及び運営の状況を積極的に公表するものとする。

第2章 学部通則

第1節 学年、学期及び休業日

(学年)

第24条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第25条 学年を、次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に規定する各学期を前半及び後半に分けることができるものとする。

(休業日)

第26条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 春季休業

(4) 夏季休業

(5) 冬季休業

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 臨時休業日は、その都度学長が定める。

第2節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第27条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科にあつては、6年とする。

2 再入学、転入学及び編入学の場合は、入学以前における大学又は大学に相当する課程の在学年数以下の期間を、前項の修業年限から控除することができる。

(修業年限の通算)

第28条 第75条の科目等履修生又は第77条の特別の課程履修生として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、別に定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して本学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えてはならない。

(在学期間)

第29条 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることはできない。ただし、医学部医学科にあつては、11年を超えることができない。

2 第35条の規定により編入学した者の在学期間は、編入学後の在学すべき年数の2倍の年数を超えることはできない。ただし、同条第2項の規定により編入学した者の在学期間は、9年を超えることができない。

3 第52条に規定する長期にわたる教育課程の履修を認められた者の在学期間については、別に定める。

4 学部において必要と認めるときは、進級等の基準を設け、同一年次等に在学できる期間を別に定めることができる。

第3節 入学

(入学の時期)

第30条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第31条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）に合格した者を含む。）

(8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学志願手続)

第32条 入学志願者は、所定の手続により願出しなければならない。

(入学者選抜)

第33条 入学志願者については、別に定めるところにより選考を行い、学長が合格者を決定する。

2 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適正な体制を整えて行うものとする。

3 学長は、第1項の決定を行うに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

(入学手続及び入学許可)

第34条 合格者は、指定の期日までに入学の手続をしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者(入学料の免除申請又は徴収猶予を申請し、受理された者を含む。)に入学を許可する。

(編入学)

第35条 本学の学部に編入学を志願する者がある場合は、選考の上、学長はその学部に入学者を許可することがある。

2 前項に定めるもののほか、別表1に定める編入学定員により医学部医学科の第2年次に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とし、別に定めるところにより選考を行い、学長が入学を許可する。

(1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者(医学部医学科を卒業した者又は在籍中の者は除く。)

(2) 大学院の修士課程又は博士課程を修了した者(医学部医学科を卒業した者又は在籍中の者は除く。)

(3) 学校教育法第104条の規定により学士の学位を授与された者

(4) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者

3 第1項に定めるもののほか、別表1に定める編入学定員により工学部の第3年次に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とし、別に定めるところにより選考を行い、学長が入学を許可する。

(1) 大学において2年以上の課程を修了した者(当該者が学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者である場合は、当該者をその後に編入学させる本学において、大学における2年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認めたもの)

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者(学校教育法第90条に規定する者に限る。)

(5) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者

(6) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)附則第7条に該当する者のうち、大学の2年の課程を修了した者と同等以上の学力があると本学において認めた者

(7) 学校教育法第58条の2に規定する者

4 学長は、第1項から第3項により入学を許可するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

(再入学)

第36条 本学を退学した者で、同じ学部にも再入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、学長は相当年次に再入学を許可することがある。

2 学長は、前項により再入学を許可するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

(転入学)

第37条 他の大学に在学中の者で、本学に転入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、学長は相当年次に転入学を許可することがある。

2 学長は、前項により転入学を許可するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

(単位認定)

第38条 編入学、再入学及び転入学により入学を許可された者の既修得単位の認定は、当該学部において行う。

第4節 教育課程、履修方法、単位の授与等

(教育課程の編成方針)

第39条 各学部に、本学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分けるものとする。ただし、必要に応じて、自由科目を加えることができるものとする。

4 授業科目は、共通教育に関する科目及び専門教育に関する科目に区分し、これを各年次に配当して編成するものとする。

第40条 削除

(履修方法)

第41条 各学部の学生は、所定の教育課程に従って授業科目を履修しなければならない。

2 教育課程の授業科目、単位等（医学部医学科にあつては、授業時間数を含む。以下同じ。）及び履修方法は、別に定めるところによる。

(1年間の授業期間)

第42条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第43条 各授業科目の授業は、15週（試験期間を除く。）にわたる期間を単位として行うものとする。

ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると思われる場合は、この限りでない。

(授業の方法)

第44条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとし、併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組合せに応じ、大学設置基準第21条に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。

(教育内容等の改善のための組織的な教員の研修等)

第44条の2 本学は、当該学部の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位等の授与)

第45条 一の授業科目を履修し、その試験及びその他の審査に合格した者に所定の単位等を与えるものとする。

2 授業科目の成績の評語については、別に定める。

(成績評価基準等)

第46条 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価については、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第47条 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるように努めるものとする。

2 各学部は、別に定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他学部等の授業科目の履修等)

第48条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。

2 学生は、卒業研究について、他の学部等の教員から指導を受けることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第49条 教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位(医学部医学科にあつてはこれに相当する授業時間とする。以下第50条第2項及び第51条第3項において同じ。)を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、第58条の規定により留学する場合、休学期間中に外国の大学又は短期大学において授業科目を履修する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第50条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位数の認定)

第51条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第75条(科目等履修生)及び第77条(特別の課程)の規定により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第49条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第52条 大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(教育課程の編成及び関連事項の制定について)

第52条の2 学長は、教育課程を編成するとともに、教育課程の実施について必要な事項を定める。

- 2 学長は、前項により教育課程を編成し及び教育課程の実施について必要な事項を定めるに当たり関係学部の教授会の意見を聴くものとする。

第5節 卒業及び学位の授与等

(卒業)

第53条 第27条に規定する修業年限以上在学し、かつ、別に定める所定の単位等を修得した者は、学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、前項の規定により卒業を認定するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

(早期卒業)

第54条 前条の規定にかかわらず、本学の学生(医学部医学科の学生を除く。)で3年以上在学し、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認める学生が、学校教育法第89条に規定する卒業(以下「早期卒業」という。)を希望する場合は、学長は、卒業を認定することができる。

- 2 学長は、前項の規定により早期卒業を認定するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

(卒業及び早期卒業の認定の基準)

第54条の2 学長は、客観性及び厳格性を確保するため卒業及び早期卒業の認定の基準を定め公表するものとする。

- 2 学長は、前項の規定により基準を定めるに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

(学位)

第55条 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。

- 2 学長は、前項の規定により学位を授与するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

- 3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第56条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学の学部の課程及び学科において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表2のとおりとする。

第6節 休学、留学、転学、転部、退学及び除籍

(休学)

第57条 疾病その他の事由により、引き続き2か月以上修学できない者は、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。ただし、疾病の場合には、医師の診断書を添えなければならない。

2 前項の休学は、1年（医学部医学科にあっては、2年）を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を許可することがある。

3 疾病その他の事由により、修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

4 休学期間内にその事由が消滅した場合は、学長に願い出て許可を受けて復学することができる。

5 休学期間は、通算して4年（医学部医学科にあっては、通算して3年）を超えることができない。

6 休学期間は、第27条に規定する修業年限及び第29条に規定する在学期間に算入しない。

（留学）

第58条 外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、学長の許可を受けて、留学することができる。

2 前項の規定により留学した期間は、第27条に規定する修業年限及び第29条に規定する在学期間に算入する。

（転学）

第59条 他の大学へ転学しようとする者は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

（転学部又は転学科）

第60条 転学部又は転学科を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、学長が許可することがある。

（願い出による退学）

第61条 退学しようとする者は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

（除籍）

第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第29条に規定する在学期間を超えた者

(2) 第57条第5項に規定する休学期間を経過しても、なお修学できない者

(3) 入学料の免除又は徴収猶予を不許可とされた者及び半額免除又は徴収猶予を許可された者で、納付すべき入学料を指定の期日までに納付しない者

(4) 授業料を期日までに納付せず、督促を受けても納付しない者

(5) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

2 長期欠席その他の理由により、成業の見込みがない者に対しては、学長が除籍する。

3 学長は、前項の規定により除籍するに当たり当該学部の教授会の意見を求めることができる。

第7節 賞罰

（表彰）

第63条 学生として表彰に価する行為があった者は、学部長の推薦により、学長が表彰することがある。

2 学長は、前項の規定により表彰を行うに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

（懲戒）

第64条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為がある者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなく出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

- 4 停学の期間は、第 27 条に規定する修業年限及び第 29 条に規定する在学期間に算入する。ただし、停学の期間が 1 か月を超えるときは、修業年限に算入しないものとする。
- 5 学長は、第 1 項の規定により懲戒を行うに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。
- 6 前項までに定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第 8 節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第 6 5 条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、国立大学法人福井大学における授業料その他の費用に関する規程（平成 16 年福大規程第 26 号）の定めるところによる。

(授業料の徴収)

第 6 6 条 授業料は、次の 2 期に分けて年額の 2 分の 1 に相当する額を徴収する。ただし、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収することができる。

前期（4 月 1 日から 9 月 30 日まで） 徴収期 4 月 1 日から 4 月 30 日まで

後期（10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで） 徴収期 10 月 1 日から 10 月 31 日まで

- 2 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収することができる。

(休学の場合における授業料)

第 6 7 条 休学を許可され又は命ぜられた者の休学中の授業料に関し必要な事項は、別に定める。

(復学の場合における授業料)

第 6 8 条 休学中の者が、前期又は後期の中途において復学した場合の授業料の額は、月割計算により復学当月から次の徴収期の前月までの授業料を復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第 6 9 条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を納付するものとする。

- 2 前項の期間を超えて在学する必要が生じたときは、その期間に相当する授業料を、その当初の月に納付しなければならない。

(退学等の場合における授業料)

第 7 0 条 退学、転学、停学及び除籍の場合には、その期の授業料は納付しなければならない。ただし、第 62 条第 4 号及び第 5 号による除籍の場合はこの限りでない。

(寄宿料の徴収)

第 7 1 条 寄宿料は、次により徴収する。ただし、学生の申出があったときは、当該年度の総額の範囲内で徴収する。

(1) 当月分をその月の末日まで

(2) 休業期間中の分は休業開始の前日まで

(入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予)

第 7 2 条 特別な理由のあるものに対しては、本人の申請によって入学料、授業料及び寄宿料の全部若しくは一部を免除し、又は授業料の徴収猶予（月割分納を含む。）若しくは入学料の徴収猶予を許可することがある。

- 2 入学料、授業料及び寄宿料の免除並びに授業料若しくは入学料の徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(納付した授業料等)

第73条 納付した検定料，入学料，授業料及び寄宿料は，返還しない。

- 2 入学志願者に対して，出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い，その合格者に限り，学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料については，前項の規定にかかわらず，第1段階目の選抜で不合格となった者の申出があった場合には，第2段階目の選抜に係る検定料相当額を返還する。
- 3 第1項の規定にかかわらず，入学者選抜の出願受付後に大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者に対しては，当該者の申し出により，既に納付した検定料のうち前項に規定する第2段階目の選抜に係る検定料相当額を返還する。
- 4 前期分授業料の徴収の際，後期分授業料を併せて納付した者が，後期分授業料の徴収期前に休学又は退学した場合には，後期分授業料を返還する。
- 5 入学を許可するときに授業料を納付した者が，入学年度前に入学を辞退した場合には，納付した者の申出により当該授業料を返還する。

第9節 研究生，科目等履修生，特別聴講学生及び特別の課程

(研究生)

第74条 本学において，特定の事項について研究を希望する者があるときは，学長が研究生として入学を許可することがある。

- 2 学長は，前項の規定により入学を許可するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。
- 3 研究生に関し必要な事項は，別に定める。

(科目等履修生)

第75条 本学において，本学の学生以外の者で，一又は複数の授業科目について履修を志願する者があるときは，学長が科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 学長は，前項の規定により入学を許可するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。
- 3 科目等履修生に対する単位の授与については，第45条の規定を準用する。
- 4 科目等履修生に関し必要な事項は，別に定める。

(特別聴講学生)

第76条 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）並びに高等専門学校（以下「他の大学等」という。）の学生で，本学の授業科目を履修しようとする者があるときは，当該他の大学等との協議に基づき，学長が特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 学長は，前項の規定により入学を許可するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。
- 3 特別聴講学生に対する単位の授与については，第45条の規定を準用する。
- 4 特別聴講学生に関し必要な事項は，別に定める。

(特別の課程)

第77条 学長は，文部科学大臣の定めるところにより，本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成することができる。

- 2 学長は，特別の課程の履修を志願する者があるときは，当該特別の課程に係る開設学部の教授会の意見を聴いて，特別の課程履修生として履修を許可する。
- 3 学長は，特別の課程を修了した者に対し，修了の事実を証する証明書を交付することができる。
- 4 特別の課程履修生に対する単位の授与については，第45条の規定を準用する。
- 5 前項までに定めるもののほか，特別の課程に関し必要な事項は，別に定める。

第10節 外国人留学生

(外国人留学生)

第78条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 前項の外国人留学生に対しては、第39条に定めるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。
- 3 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立学校設置法（昭和24年法律第150号）の廃止に伴い本学に在学することとなった学生（平成16年4月1日入学者を除く。）は、当該学生が在学していた福井大学又は福井医科大学を卒業するために必要であった教育課程の履修を本学において行うものとし、本学はそのために必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 国立学校設置法（昭和24年法律第150号）の廃止に伴い本学に在学することとなった学生（平成16年4月1日入学者）は、この学則により入学したものとする。
- 4 この学則第2条第2項の別表1中、次に掲げる学科、計及び合計欄の収容定員は、同条同項の規定にかかわらず、平成16年度から平成18年度までは、次のとおりとする。

学 部	課 程・学 科	平成16年度	平成17年度	平成18年度
工学部	機械工学科	319	314	312
	電気・電子工学科	278	272	269
	情報・メディア工学科	289	284	282
	建築建設工学科	289	284	282
	材料開発工学科	309	304	302
	生物応用化学科	269	264	262
	物理工学科	212	208	206
	計	2,225	2,190	2,175
	合 計	3,720	3,685	3,670

附 則（平成18年3月30日福大学則第1号）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月5日福大学則第3号）

この学則は、平成18年7月5日から施行し、改正後の福井大学学則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成18年12月6日福大学則第5号）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日の前日に教務職員として在職している者が、施行日以後も引き続き教務職員として在職する場合は、この学則による改正後の福井大学学則第12条の規定にかかわらず、教務職員を置くことができる。

附 則（平成19年1月10日福大学則第1号）

この学則は、平成19年1月10日から施行する。

附 則（平成19年3月22日福大学則第2号）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月18日福大学則第4号）

この学則は、平成19年4月4日から施行し、改正後の福井大学学則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年10月17日福大学則第5号）

この学則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成20年3月19日福大学則第1号）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の福井大学学則（以下「新学則」という。）第6条、第35条第2項第3号、同条第4項及び第54条の規定は、平成19年12月26日から適用する。
- 3 平成20年3月31日における教育地域科学部地域文化課程及び地域社会課程は、新学則第2条第1項及び別表1の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該課程に在学する者及び平成20年4月1日以降に当該課程に転入学、編入学又は再入学する者が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 新学則別表1中、次に掲げる課程の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成20年度から平成22年度までは、次のとおりとする。

学 部	課 程	平成20年度	平成21年度	平成22年度
教育地域科学部	地域文化課程	90	60	30
	地域社会課程	90	60	30
	地域科学課程	60	120	180

附 則（平成20年10月21日福大学則第3号）

この学則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成21年2月4日福大学則第1号）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の福井大学学則別表1中、次に掲げる学科、計及び合計欄の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成21年度から平成34年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	定員の区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
医学部	医学科	入学定員	105	105	105
		収容定員	605	615	625

	計	入学定員	165	165	165
		収容定員	865	875	885
合 計		入学定員	850	850	850
		収容定員	3,665	3,675	3,685

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
105	105	105	105	105	105
635	645	655	655	655	655
165	165	165	165	165	165
895	905	915	915	915	915
850	850	850	850	850	850
3,695	3,705	3,715	3,715	3,715	3,715

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
100	100	100	100	100
650	645	640	635	630
160	160	160	160	160
910	905	900	895	890
845	845	845	845	845
3,710	3,705	3,700	3,695	3,690

注 平成 30 年度からの定員減は、緊急医師確保対策に基づく増員措置の終了による。

附 則（平成 21 年 2 月 17 日福大学則第 2 号）

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 17 日福大学則第 3 号）

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 1 月 6 日福大学則第 1 号）

- この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の福井大学学則別表 1 中、次に掲げる学科、計及び合計欄の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 22 年度から平成 36 年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	定員の区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
医学部	医学科	入学定員	110	110	110
		収容定員	620	635	650

	計	入学定員	170	170	170
		収容定員	880	895	910
合 計		入学定員	855	855	855
		収容定員	3,680	3,695	3,710

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
110	110	110	110	110	105
665	680	685	685	685	680
170	170	170	170	170	165
925	940	945	945	945	940
855	855	855	855	855	850
3,725	3,740	3,745	3,745	3,745	3,740

平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
105	100	100	100	100	100
675	665	655	645	635	630
165	160	160	160	160	160
935	925	915	905	895	890
850	845	845	845	845	845
3,735	3,725	3,715	3,705	3,695	3,690

注 平成 30 年度からの定員減は、緊急医師確保対策に基づく増員措置の終了、平成 32 年度からの定員減は、医師等人材確保対策に基づく増員措置の終了によるものである。

附 則（平成 22 年 3 月 16 日福大学則第 2 号）

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 9 日福大学則第 1 号）

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 15 日福大学則第 1 号）

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 19 日福大学則第 3 号）

この学則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 3 日福大学則第 4 号）

この学則は、平成 24 年 10 月 3 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 20 日福大学則第 1 号）

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 5 月 8 日福大学則第 3 号）

この学則は、平成 25 年 5 月 8 日から施行する。

附 則（平成 26 年 10 月 15 日福大学則第 1 号）

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の福井大学学則別表 1 中、次に掲げる学部、学科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 27 年度から平成 36 年度までは、次のとおりとする。

学部	学科・課程	定員の区分	平成 27 年度
医学部	看護学科	収容定員	250
	計	収容定員	935
工学部	機械工学科	収容定員	314
	電気・電子工学科		270
	知能システム工学科		262
	計	収容定員	2,170

学部	学科・課程	定員の区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
医学部	計	収容定員	925	925	920

平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
915	905	895	885	875	870

附 則（平成 27 年 2 月 23 日福大学則第 1 号）

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 18 日福大学則第 3 号）

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 15 日福大学則第 1 号）

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日における教育地域科学部及び工学部各学科（以下この項において「旧学部等」という。）は、改正後の福井大学学則（以下「新学則」という。）第 2 条第 1 項及び別表 1 の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日に旧学部等に在学する者及び平成 28 年 4 月 1 日以降に旧学部等に転入学、編入学又は再入学する者が旧学部等に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 新学則別表 1 中、次に掲げる学部及び課程・学科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 28 年度から平成 30 年度までは、次のとおりとする。

学部	課程・学科	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
教育地域科学部	学校教育課程	300	200	100

	地域科学課程	180	120	60
	計	480	320	160
教育学部	学校教育課程	100	200	300
	計	100	200	300
工学部	機械工学科	243	168	84
	電気・電子工学科	210	146	73
	情報・メディア工学科	215	150	75
	建築建設工学科	215	150	75
	材料開発工学科	225	150	75
	生物応用化学科	195	130	65
	物理工学科	153	102	51
	知能システム工学科	199	134	67
	機械・システム工学	155	310	475
	電気電子情報工学科	125	250	395
	建築・都市環境工学科	60	120	190
	物質・生命化学科	135	270	405
	応用物理学科	50	100	150
	計	2,180	2,180	2,180
国際地域学部	国際地域学科	60	120	180
	計	60	120	180

- 4 平成 28 年 3 月 31 日における工学部（以下この項において「旧工学部」という。）に在学する者及び平成 28 年 4 月 1 日以降に旧工学部に転入学，編入学又は再入学する者が取得できる教員の免許状は，新学則別表 2 の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 1 月 1 日福大学則第 1 号）

この学則は，平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 13 日福大学則第 3 号）

- この学則は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 29 年 3 月 31 日以前の医学部医学科の編入学生に係る編入学の時期及び在学期間については，改正後の福井大学学則（以下「新学則」という。）第 29 条第 2 項ただし書き，第 35 条第 2 項の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 平成 29 年 3 月 31 日以前に入学した者及び当該者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者が取得できる教員の免許状については，新学則別表 2 の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 9 月 20 日福大学則第 5 号）

この学則は，平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 21 日福大学則第 1 号）

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 1 日福大学則第 3 号）

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の福井大学学則別表 1 中、次に掲げる学科、計及び合計欄の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず平成 30 年度から平成 36 年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	定員の区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
医学部	医学科	入学定員	110	110	100
		収容定員	685	685	675
	計	入学定員	170	170	160
		収容定員	925	925	915
合 計		入学定員	855	855	845
		収容定員	3,745	3,745	3,735

平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
100	100	100	100
665	655	645	635
160	160	160	160
905	895	885	875
845	845	845	845
3,725	3,715	3,705	3,695

注 平成 32 年度からの定員減は、新成長戦略等に基づく増員措置の終了によるものである。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日福大学則第 1 号）

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 7 日福大学則第 2 号）

この学則は、令和元年 10 月 7 日から施行する。

附 則（令和 年 月 日福大学則第 号）

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の福井大学学則別表 1 中、次に掲げる学科、計及び合計欄の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和 2 年度から令和 8 年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	定員の区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
医学部	医学科	入学定員	110	110	100

	計	収容定員	685	685	675
		入学定員	170	170	160
		収容定員	925	925	915
合 計		入学定員	855	855	845
		収容定員	3,745	3,745	3,735

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
100	100	100	100
665	655	645	635
160	160	160	160
905	895	885	875
845	845	845	845
3,725	3,715	3,705	3,695

注 令和4年度からの定員減は、経済財政運営と改革の基本方針2018に基づく増員措置の終了によるものである。

別表1 (第2条第2項関係)

学 部	学科・課程	入学定員	編入学定員	収容定員
教育学部	学校教育課程	100		400
	計	100		400
医学部	医学科	100	5	625
	看護学科	60		240
	計	160	5	865
工学部	機械・システム工学科	155	10	640
	電気電子情報工学科	125	20	540
	建築・都市環境工学科	60	10	260
	物質・生命化学科	135		540
	応用物理学科	50		200
	計	525	40	2,180
国際地域学部	国際地域学科	60		240
	計	60		240
合 計		845	45	3,685

※ 医学部医学科の編入学は第2年次、工学部の編入学は第3年次である。

別表 2 (第 56 条第 2 項関係)

学部	課程・学科	教員免許状の種類	免許教科
教 育 学 部	学校教育課程	小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 保健, 技術, 家庭, 英語
		高等学校教諭一種免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 保健体育, 保健, 家庭, 工業, 英語
		特別支援学校教諭一種免許状	
		幼稚園教諭一種免許状	
工 学 部	機械・システム工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	電気電子情報工学科		工業
	建築・都市環境工学科		工業
	物質・生命化学科		理科
	応用物理学科		理科

(白 紙 ペ ー ジ)

学則の変更について

○変更の事由

「地域の医師確保等の観点からの令和2年度医学部入学定員の増加について（通知）」（令和元年9月2日付元文科高第391号・医政医発0902第3号）に基づき、令和2年度から令和3年度までの2年間について、福井大学医学部医学科の入学定員10名を臨時増員することに伴い、所要の改正を行うものである。

○変更点

附則に令和2年度から令和8年度までの間の入学定員及び収容定員に関する規定を追加する。

(白 紙 ペ ー ジ)

福井大学学則の一部を改正する学則（案）新旧対照表

改正（案）	現行																										
<p>(学部，学科及び課程) 第2条 本学に，次の学部，学科及び課程を置く。 教育学部 学校教育課程 医学部 医学科 看護学科 工学部 機械・システム工学科 電気電子情報工学科 建築・都市環境工学科 物質・生命化学科 応用物理学科 国際地域学部 国際地域学科</p> <p>2 前項の各学部置く学科及び課程の入学定員，編入学定員及び収容定員は，別表1のとおりとする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(略)</p> <p>附 則（平成30年3月1日福大学則第3号） 1 この学則は，平成30年4月1日から施行する。 2 改正後の福井大学学則別表1中，次に掲げる学科，計及び合計欄の入学定員及び収容定員は，同表の規定にかかわらず平成30年度から平成36年度までは，次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1388 1209 1509 2116"> <thead> <tr> <th>学部</th> <th>学科</th> <th>定員の区分</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医学部</td> <td rowspan="2">医学科</td> <td>入学定員</td> <td>110</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>収容定員</td> <td>685</td> <td>685</td> </tr> </tbody> </table>	学部	学科	定員の区分	平成30年度	平成31年度	医学部	医学科	入学定員	110	110	収容定員	685	685	<p>(学部，学科及び課程) 第2条 本学に，次の学部，学科及び課程を置く。 教育学部 学校教育課程 医学部 医学科 看護学科 工学部 機械・システム工学科 電気電子情報工学科 建築・都市環境工学科 物質・生命化学科 応用物理学科 国際地域学部 国際地域学科</p> <p>2 前項の各学部置く学科及び課程の入学定員，編入学定員及び収容定員は，別表1のとおりとする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(略)</p> <p>附 則（平成30年3月1日福大学則第3号） 1 この学則は，平成30年4月1日から施行する。 2 改正後の福井大学学則別表1中，次に掲げる学科，計及び合計欄の入学定員及び収容定員は，同表の規定にかかわらず平成30年度から平成36年度までは，次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1388 168 1509 1075"> <thead> <tr> <th>学部</th> <th>学科</th> <th>定員の区分</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医学部</td> <td rowspan="2">医学科</td> <td>入学定員</td> <td>110</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>収容定員</td> <td>685</td> <td>685</td> </tr> </tbody> </table>	学部	学科	定員の区分	平成30年度	平成31年度	医学部	医学科	入学定員	110	110	収容定員	685	685
学部	学科	定員の区分	平成30年度	平成31年度																							
医学部	医学科	入学定員	110	110																							
		収容定員	685	685																							
学部	学科	定員の区分	平成30年度	平成31年度																							
医学部	医学科	入学定員	110	110																							
		収容定員	685	685																							

計	入学定員	170	170
	収容定員	925	925
合計	入学定員	855	855
	収容定員	3,745	3,745

平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
100	100	100	100	100
675	665	655	645	635
160	160	160	160	160
915	905	895	885	875
845	845	845	845	845
3,735	3,725	3,715	3,705	3,695

注 平成32年度からの定員減は、新成長戦略等に基づき増員措置の終了によるものである。

(略)

附 則 (令和 年 月 日福大学則第 号)

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の福井大学学則別表1中、次に掲げる学科、計及び合計欄の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和2年度から令和8年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	定員の区分	令和2年度	令和3年度
医学部	医学科	入学定員	110	110
		収容定員	685	685
	計	入学定員	170	170
		収容定員	925	925
合計	入学定員	855	855	
	収容定員	3,745	3,745	

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
100	100	100	100	100
675	665	655	645	635

計	入学定員	170	170
	収容定員	925	925
合計	入学定員	855	855
	収容定員	3,745	3,745

平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
100	100	100	100	100
675	665	655	645	635
160	160	160	160	160
915	905	895	885	875
845	845	845	845	845
3,735	3,725	3,715	3,705	3,695

注 平成32年度からの定員減は、新成長戦略等に基づき増員措置の終了によるものである。

160	160	160	160	160
915	905	895	885	875
845	845	845	845	845
3,735	3,725	3,715	3,705	3,695

注 令和4年度からの定員減は、経済財政運営と改革の基本方針 2018 に基づく増員措置の終了によるものである。

別表 1 (第2条第2項関係)

学部	学科・課程	入学定員	編入学定員	収容定員
(略)				
医学部	医学科	100	5	625
	看護学科	60		240
(略)	計	160	5	865

※ 医学部医学科の編入学は第2年次、工学部の編入学は第3年次である。

(略)

別表 1 (第2条第2項関係)

学部	学科・課程	入学定員	編入学定員	収容定員
(略)				
医学部	医学科	100	5	625
	看護学科	60		240
(略)	計	160	5	865

※ 医学部医学科の編入学は第2年次、工学部の編入学は第3年次である。

(略)

(白 紙 ペ ー ジ)

学則の変更の趣旨等を記載した書類

目 次

- 1 学則変更（収容定員変更）の趣旨及び必要性・・・・・・・・・・ 1
- 2 学則変更（収容定員変更）の内容・・・・・・・・・・ 1
- 3 入学者選抜段階における取組・・・・・・・・・・ 1
- 4 学部教育における取組・・・・・・・・・・ 3
- 5 卒後研修・教育等・・・・・・・・・・ 3
- 6 その他の取組・・・・・・・・・・ 4

(白 紙 ペ ー ジ)

1 学則変更(収容定員変更)の趣旨及び必要性

福井大学医学部医学科の平成 31 年度入学定員については、平成 21 年度に「経済財政改革の基本方針 2008」に基づいた 5 名の恒久定員増並びに「緊急医師確保対策」に基づいた平成 29 年度までの期限を付した 5 名の臨時定員増、平成 22 年度に「経済財政改革の基本方針 2009」に基づいた平成 31 年度までの期限を付した 5 名の臨時定員増、また、「地域の医師確保等の観点からの平成 30 年度医学部入学定員の増加」に基づいた平成 31 年度までの期限を付した 5 名の臨時定員増をそれぞれ実施したものである。これらに基づき医師の養成を行い、平成 26 年度から増員分の卒業生を順次輩出している。

これらの施策により、本邦全体の医師数の増加にあわせ、福井県の医師数においても着実に増えてきており、全国平均（人口 10 万人あたり）とほぼ同水準が保たれている。

しかし、一部の地域で偏在の解消に向かってはいるが、一極集中の地域的偏在はいまだ解消されておらず、その他の地域では今なお全国平均を大きく下回っている。

福井大学医学部では、地域貢献を使命とする大学の理念のもと、地域医療への貢献の一環として、福井県内において医療を担う優秀な医療人の育成を担っている。平成 20 年度からは、財団法人嶺南医療振興財団の支援による「嶺南地域」に限定した地域医療を担う医師養成を推進し、平成 22 年度から順次卒業し、「嶺南地域」における医療を担いだしているが、この取り組みは平成 27 年度入学者で終了し、令和 2 年度の卒業生で最後になる。この卒業生と増員分の卒業生を併せても医師の偏在解消には至らず、今回の入学定員増を「第 7 次福井県医療計画」及び「医療介護総合確保促進法に基づく福井県計画」に位置づけた福井県との連携を強化し、更なる「福井県において地域医療を担う医師」を養成するものである。

2 学則変更(収容定員変更)の内容

福井大学医学部医学科の平成 20 年度以降の入学定員については、平成 21 年度に「経済財政改革の基本方針 2008」に基づき恒久定員増、平成 21 年度に「緊急医師確保対策」に基づき平成 29 年度までの期限を付した 5 名の臨時定員増、また、平成 22 年度に「経済財政改革の基本方針 2009」に基づき平成 31 年度までの期限を付した 5 名の臨時定員増、「地域の医師確保等の観点からの平成 30 年度医学部入学定員の増加」に基づき平成 31 年度までの期限を付した 5 名の臨時定員増をそれぞれ実施したものである。

令和元年度を期限とする 10 名の入学定員について、令和 3 年度までの期限を付した入学定員増を行い、令和 2 年度の入学定員増を行わなかった場合の 100 名から 110 名に変更する。

これに合わせて、収容定員についても令和 3 年度までの期限を付した臨時の入学定員増を踏まえ、定員増を行わなかった場合の 675 名から 685 名に変更する。

3 入学者選抜段階における取組

(1) 高等学校や受験生に対する情報発信の強化

福井大学では、高等学校・生徒に対して、本学の教育・研究等の実情や入試関連事項を説明するなど、積極的に学生確保に努めている。特に、医学科では、地域医療に対する意欲のある生徒を求めるアドミッションポリシーを定めており、その一環として、福井県地域医療に従事する医師定着の推進に向けた取組を広く高等学校・生徒に周知している。具体的な取組として、以下のものを実施する。

①大学説明会での説明

毎年、福井県をはじめ近隣府県の進路指導教員を対象とした「北陸地区進学説明会」を開催し、福井大学の最近の取組み、前年度の入試状況及び次年度の入試方法等について周知している。その一環として、「地域医療人の養成」に関する取組を説明する。

また、同月に近隣府県の高等学校長を対象とした「高等学校長との懇談会」を開催し、令和元年度は、40校の進路指導担当教員、34校の高等学校長等が参加した。

②オープンキャンパス等での説明

毎年、学部・学科の概要や特色等の紹介、施設見学、入試相談、在学生とのフリーディスカッションを通して本学部の理解を深める取組を、「オープンキャンパス」及び「ミニオープンキャンパス」として実施している。入試相談の一環として、福井県担当者がブースを開設、大学教職員と協力して、地域医療の現状、奨学金制度について説明し、地域医療への関心を高めるとともに、「地域医療人の養成」に関する取組を説明・周知する。令和元年度実施のオープンキャンパスでは県内外より過去最高の参加者数であった751名（昨年680名）の生徒及び保護者が参加した。

③高等学校訪問での説明

毎年、医学部教員が県内の高等学校に出向き、公開講座を開講し、講義の中で関心のある生徒に、医学部の現状や福井県における地域医療の現状と問題点等を解説し、地域医療に対する本学の取組の周知を図っている。

また、福井県側でも高校訪問を行っており、福井県の地域医療の現状や奨学金等について説明を行っている。

④積極的な入試情報の発信

医学部案内等の各種広報資料やホームページ等に地域医療人養成に関する情報を掲載するなど、積極的な広報に努める。さらに、福井県ホームページへの情報掲載、福井県関連施設への広報資料の配布など、福井県による積極的な情報発信を実施する。

(2) 入学者選抜について

平成21年度入学生より、福井県からの要請に基づき、福井県内に卒業生を定着させる取組みとして、『福井健康推進枠』として新たな推薦入試枠を設定した（平成21年度は定員5名、平成22年度より定員10名に増員）。この推薦枠は、福井県内の地域医療に従事するという「地域医療への従事意志確約書」を大学に提出し、県には「奨学金受給意向調査書」を提出することを出願要件としており、全国から広く受験生を募集するものである。

この制度により合格した学生には、福井県より奨学金が支給され、在学中には地域医療を担う医師養成のための『地域医療人養成カリキュラム』を履修し、卒業後は福井県内の指定医療機関に9年間医師として従事することにより奨学金の返還が免除される。

資料1：医学部医学科募集人員内訳

(3) 奨学金制度について

令和2年度から「地域の医師確保等の観点からの令和2年度医学部入学定員の増加について」により令和3年度までの期限を付した10名の臨時定員増について、福井県は、指定する県内の医療機関に9年間勤務した場合に返還を免除する「福井県医師確保修学資金」事業を実施し、修学を支援する。

また、今回の臨時増員 10 名を申請するに当たり、県と協議し、令和 2 年度入学試験より、5 名は県内出身者に限定することとする。

資料 2：令和 2 年度推薦入試（医学部医学科）学生募集要項（案）（抜粋）

4 学部教育における取組

（1）地域医療を担う医師を養成するためのプログラム

基本的には、全学生に地域医療に関するプログラムを適用し、一般入試等で入学した学生にも地域医療に関する涵養を行い、底辺の拡大を図る。

福井健康推進枠入学者、地域枠入学者に対しては 6 年間にわたり地域医療の課題や現状を講義と実習で学ぶ『地域医療人養成カリキュラム』が開講されている。このカリキュラムは一般入試入学者の希望者についても選択可能となっている。

地域医療を担う医師を養成するためのカリキュラム及び医学部医学科専門教育科目教育課程表は別添資料のとおりである。

資料 3：地域医療を担う医師を養成するためのカリキュラム

資料 4：医学部医学科専門教育科目教育課程

（2）学部教育の改善等に当たっての地域の医療機関との連携の推進

地域医療人を育成するには、大学における教育だけでは限りがある。医師偏在地域における受入体制、処遇などの定着策については、行政の協力がなければ出来ない。また、卒前・卒後の臨床実習への協力、地域医療人としての育成には地域医療機関の協力も必要となる。

5 卒後研修・教育等

（1）卒後臨床研修

地域医療を志す者については、手厚い指導・サポート体制をとり、研修に専念できる体制が整っている福井大学医学部附属病院で実施する研修プログラムを選定することを原則とするが、福井県内の研修病院での研修も可能とする。

福井大学医学部附属病院臨床教育研修センターを中心とし、令和 2 年度からのプログラムの変更に伴い、2 年間の中で内科・救急部門・外科・産婦人科・小児科・精神科・一般外来・地域医療を必修とし、残りは将来のキャリアに円滑につながるよう選択科を研修する。

また、2 年間を通して月に 4 回程度、本学救急部（ER 型救急部一救急総合診療）での時間外研修を併せて行う。これは、将来、地域医療に携わった場合、救急患者にも適切な診療を施すことが出来る基盤である。

大学附属病院では、研修中の医師を対象に「院内コアレクチャー」を年間通じて行っている。これは、全診療科総動員体制で、主にプライマリケアで遭遇する難病、見落とすと危ない疾患を中心にした勉強会で最新の内容を取り扱っている。この院内コアレクチャーは、県内の臨床研修病院すべてに配信されており、大学附属病院以外での研修を選択した医師も参加可能である。

さらに、併設されている福井メディカルシミュレーションセンターにおいては、シミュレーターを利用したトレーニングコースや、医学部生も参加可能な初期・後期合同研修会を、年間を通して実施している。

(2) 専門医研修

平成30年度から開始された新専門医制度を踏まえ、本院を基幹施設とし、福井県内および県外（近隣医療圏から関東・関西医療圏）を含む病院（連携施設）と協力して、基本19領域（日本専門医機構に準ずる）のうち、総合診療を含む基本18領域の専門研修プログラムを整備している。

これらの研修プログラムは、いずれも、研修プログラムに定められた到達目標を、年次ごと（例えば3～5年間）に定められた研修プログラムに則って研修を行うことにより、効率良くカリキュラムを達成し、質の高い専門医を育成するものとなっている。

また、本院（基幹施設）のみでの完結型の研修ではなく、連携施設（地域の協力病院）と研修施設群を作り研修を行うものであり、研修の質を担保しつつ、地域医療にも配慮したものとなっており、地域枠入学や奨学金供与を受けている研修医に対しても、柔軟な対応ができるものとなっている。

(3) 研修修了後の対応

地域医療機関を選択した医師については、医師のキャリアパスを図るとともに、地域に赴任した場合の疎外感・孤立感を解消するため、附属病院で行われるコアレクチャーや症例検討会の随時参加の奨励、TV会議システムを活用した勉強会参加等、附属病院での再教育機会を確保し、真に地域に根ざした医療人として育成する。また、引き続き附属病院で研修を継続する医師については、診療科（部）の専門研修プログラムにより教育を行い、専門医志向の地域医療人育成を行う。

専門医研修修了後は、次のような貢献（効果）を見込む。

- ・地域の診療所、病院に勤務医として勤務し、地域医療に貢献する。
- ・総合医養成の指導者として、後進の指導にあたる。
- ・地域医療に関する臨床研究者として、地域医療システムの研究開発、実践を行う。

6 その他の取組

(1) 地域医療に関する教育以外の取組

- ① 福井県との共同開催として、毎年、「福井県学生地域夏期研修」を実施している。この取り組みでは、福井県内の地域医療を担っている医師と福井健康推進枠医学生が一堂に会し、学生の段階から県内の地域医療、へき地医療を体験し、相互の交流を深めることにより、地域医療に対する理解、モチベーションの向上を図っている。
- ② 福井県医師確保奨学資金奨学生交流会を毎年、春と秋の2回実施している。この交流会では、将来、福井県内で医師を志す福井健康推進枠学生同士、学年の枠を超えて意見交換を行い交流を深めるとともに、修学上の諸問題や進路相談に応じることで、地域医療への貢献についてのモチベーション維持・向上を図っている。
- ③ 地域医療学担当教員の任用をはじめとする地域医療推進を図るため、福井県の支援による寄附講座を設置している。

(2) 地域医療機関の指導医対象のFD

福井大学医学部附属病院では、平成16年度より厚生労働省の開催指針にのっとり「卒後臨床研修指導医講習会」を、指導医の資質の向上と研修システムの構築に資することを目的として、主に福井県内の臨床研修指導医や地域医療に携わる医師を対象に、毎年

1 回開催している。

また現在、卒前臨床医学実習として福井県内を中心とした 37 医療機関に学生実習の受入を依頼し実習を実施しているが、これら臨床実習協力病院と大学側の密接な連携のもと、臨床実習指導医を対象としたFDの実施を検討する等、地域医療人育成のための人材養成を推進する。

(3) 分野別医師偏在対策

分野別に医師が偏在していることは、福井県においても呼吸器内科等に認められ例外ではない。医師が偏在する要因は種々あるが、これらの診療科に共通する問題は、医師が少なく、一人当直体制で 24 時間勤務を強いられ、医師一人当たりの負担が過酷なことにある。

福井大学医学部附属病院では、これらの医師過少病院及び自治体と連携し、附属病院とこれらの病院が情報を共有し、北米ER型の 24 時間体制の救急診療を行うとともに、入院患者については、附属病院で主に重症患者、入院を必要とする救急患者の受入を担い、そのほかの患者、フォローは地域病院が担うシステムを構築し、地域における特定分野の医療崩壊防止に寄与している。

(4) 女性医師定着策

女性医師については、結婚、出産を契機に長期の休職・退職をすることが多く、女性医師の定着を図るためには、女性医師への支援が必要である。従来から、これら女性医師に対しては、外来を中心とする勤務体制を採用するなどの対応策を行ってきたが、更に効果を上げるべく、平成 21 年度、大学の運営による院内保育施設「はなみずき保育園」を設置した。

この保育施設は、医学部がある松岡キャンパスに設置し、0 歳児から 6 歳児までの保育を行うとともに、早朝保育（7：00～）、延長保育（18：30～22：00）、及び一時保育にも対応し、週 1 回の 24 時間保育により女医当直も可能になっている。

これに加え、短時間雇用制度など、女性医師等の出産を理由とした長期休職からの早期復職、離職の防止を図っている。

(白 紙 ペ ー ジ)

資 料 目 次

- 資料 1 医学部医学科募集人員内訳
- 資料 2 令和 2 年度推薦入試（医学部医学科）学生募集要項（案）抜粋
- 資料 3 地域医療を担う医師を養成するためのカリキュラム
- 資料 4 医学部医学科専門教育科目教育課程
- 添付資料 令和 2 年度医学部入学定員増員計画 掲載省略

(白 紙 ペ ー ジ)

1. 入学定員及び募集人員

学部	学科・課程・コース等	入学定員	募集人員										
			一般入試		特別入試			アドミッション・オフィス入試					
			前期日程	後期日程	推薦入試Ⅰ	推薦入試Ⅱ	私費外国人留学生	AO入試Ⅰ	AO入試Ⅱ				
教育学部	学校教育課程 初等教育コース	60	選抜区分		選抜区分		選抜区分		選抜区分				
			文系型	13	統合型	9		面接型	16				
			理系型	11	特別支援型	5							
			実技型(音楽)	2									
			実技型(美術)	2									
			実技型(体育)	2									
	初等教育コース計	60	30	14	2	16							
	中等教育コース	40	文系型	8	統合型	7		面接型	6				
			理系型	8		実技型(技術)				2			
			実技型(音楽)	1						実技型(音楽)	2		
実技型(美術)			1			実技型(美術)				2			
実技型(体育)			3										
中等教育コース計	40	21	7	2	10								
教育学部計	100	51	21	2	26								
医学部	医学科	110	55	25	2	30							
	看護学科	60	30	5	25								
	医学部計	170	85	30	25	30							
工学部	機械・システム工学科	155	78	70			各学科若干名		7				
	電気電子情報工学科	125	68	42					5	10			
	建築・都市環境工学科	60	32	20					3	5			
	物質・生命化学科	135	95	30						10			
	応用物理学科	50	18	27						5			
	工学部計	525	291	189					8	若干名	37		
国際地域学部	国際地域学科	60	32	13		10	若干名	5					
合計		855	459	253	35	66	若干名	5	37				
					101			42					

- 注1. 教育学部前期日程，後期日程，推薦入試Ⅰ，推薦入試Ⅱの選抜方法については，次頁の「(1) 教育学部学校教育課程の選抜方法等」によるものとする。
2. 教育学部，工学部，国際地域学部のAO入試・推薦入試の入学手続者数が募集人員に満たない場合は，一般入試（前期日程）からその不足分を補充する。
3. 「新成長戦略」等に基づく医学部医学科入学定員（10名）の暫定措置の延長手続き中のため，医学部医学科推薦入試Ⅱの募集人員30名のうち10名については予定であり，変更となる場合があります。

(白 紙 ペ ー ジ)

II. 医学科推薦入試 II（大学入試センター試験を課す）

1. 募集人員

30人（うち地域枠 10人程度，福井健康推進枠 10人程度を含む）

2. 出願資格及び推薦者数

① 出願資格

出願枠	出 願 資 格
全 国 枠	高等学校（特別支援学校の高等部を含む）又は中等教育学校を，令和 2 年 3 月に卒業見込みの者及び平成 31 年 3 月以降に卒業した者
地 域 枠	『福井県内』の高等学校（特別支援学校の高等部を含む）又は中等教育学校を，令和 2 年 3 月に卒業見込みの者（以下「卒業見込み者」という）及び平成 31 年 3 月以降に卒業した者（以下「既卒者」という） 『福井県以外』の高等学校（特別支援学校の高等部を含む）又は中等教育学校の卒業見込み者及び既卒者のうち，保護者が平成 29 年 4 月 1 日時点（それ以前も含む）から出願時までの全期間に，福井県内に在住している者
福井健康推進枠	高等学校（特別支援学校の高等部を含む）又は中等教育学校を，令和 2 年 3 月に卒業見込みの者及び平成 31 年 3 月以降に卒業した者で，医師免許取得後，引き続き福井県内指定医療機関において地域医療に従事することを確約でき，福井県医師確保修学資金（奨学金）の貸与を希望し，福井県に「奨学金受給意向調査書」を提出した者

② 推薦者数

1 校あたりの推薦者数は制限なし

3. 推薦要件

出願枠	推 薦 要 件
全 国 枠	令和 2 年度大学入試センター試験において本学が指定する教科・科目を受験し，かつ，次の要件をすべて満たす者 ① 高等学校（特別支援学校の高等部を含む）又は中等教育学校における学習成績概評が A に属する生徒のうち，人物，学力ともに優秀かつ健康であると学校長が責任をもって推薦できる者 ② 本学志願の動機が明確であり，将来医師及び医学研究者として，地域医療や医学の進展に貢献する意欲が旺盛な者 ③ スポーツ・文化活動やボランティア活動等を通して，充実した高等学校（特別支援学校の高等部を含む）又は中等教育学校生活を送っている者 ④ 高等学校（特別支援学校の高等部を含む）又は中等教育学校において，物理，化学，生物（理数科にあつては，理数物理，理数化学，理数生物）のうち 2 科目以上履修した（見込みを含む）者 ⑤ 合格した場合は入学を確約できる者
地 域 枠	上記①から⑤の要件を満たし，かつ，卒業後は，直ちに福井大学医学部附属病院で，連続した 3 年間の研修（臨床研修および専門研修）に従事し，「地域医療への従事意志確約書」を提出する者（注：ア）
福井健康推進枠	上記①から⑤の要件を満たし，かつ，医師免許を取得後，引き続き福井県内指定医療機関において地域医療に従事することを確約できる「地域医療への従事意志確約書」を提出する者（注：イ）

注：ア．臨床研修において，本学医学部附属病院との組み合わせであれば，協力病院での研修も可能です。詳細は，本学医学部附属病院ホームページを参照してください。

(<http://sotsugo.hosp.u-fukui.ac.jp/initial/program>)

イ。「福井健康推進枠」（併願を含む）に出願する者は、福井県ホームページを参照の上、予め手続を行ってください。

(<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/iryoyu/iryoyujyuisya/syogakukinseido.html> 又は「福井県医師確保修学資金」でキーワード検索)。

ウ。「福井健康推進枠」の入学には、福井県から奨学金が貸与されます。なお、原則として入学後に奨学金を辞退することはできません。

エ。「全国枠」「地域枠」「福井健康推進枠」の間では、下記の表のとおり併願が可能です。十分確認のうえ出願してください。なお併願する場合、インターネット出願画面においては、選択した順に志望順位がつかますので注意してください。

卒業時期	出身高校等	出願枠			備考
		全国枠	地域枠	福井健康推進枠	
令和2年 3月卒業 見込みの者	福井県内（※）	○	○	○	すべての出願枠の併願が可能
	上記以外	○	×	○（☆）	全国枠と福井健康推進枠の併願が可能
平成31年 3月以降に 卒業した者	福井県内（※）	○	○	○	すべての出願枠の併願が可能
	上記以外	○	×	○（☆）	全国枠と福井健康推進枠の併願が可能

※「出身高校等 福井県内」には10ページの「出願資格 地域枠」の条件を満たす者を含みます。

☆「福井健康推進枠 福井県内以外」の合格者は、福井県からの奨学金貸与の関係上、5名を上限とします。

IV. 入学案内

3. 奨学金制度

人物・学業ともに優れ、経済的理由により学が困難であると認められる者については、次の奨学金の貸与制度等があります。なお、奨学金制度等を利用する際に、入学試験の成績や出身学校長から提出された調査書を必要とする場合には、各奨学金団体にそれらの情報を通知することがあります。

(1) 福井県医師確保修学資金（福井健康推進枠：医学科のみ対象）

将来、福井県全域の公的な医療機関及び診療所（※指定医療機関という）に医師として勤務しようとする者を対象とし、「福井健康推進枠」の入学全員に福井県から奨学金が貸与されます。奨学金の貸与期間は6年です。卒後臨床研修期間を含む9年間を公的な医療機関及び診療所で勤務すれば奨学金の返済が免除されます。

福井県が実施する奨学金制度については、福井県ホームページ (<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/iryoyu/iryoyujyuisya/syogakukinseido.html> 又は「福井県医師確保修学資金」でキーワード検索) を参照してください。

福井健康推進枠 10名
地域枠 10名

1年次 地域医療

- ・地域医療テュートリアル（前期）
自分の力で問題を発見し、自己学習およびグループ学習によってそれらを解決する能力を身につける。地域医療に関する、様々な課題や問題点について理解を深める。

2年次 地域医療

- ・地域医療学（前期）
地域医療の現場で求められる臨床能力（総合内科医・家庭医）を理解する。地域医療の現状（医療者確保・地域医療教育）把握、家庭医療学・在宅医療学を学び理想の地域医療を考える。
- ・コミュニケーションとチーム医療Ⅱ（後期）
チーム医療における多職種連携の重要性を理解し、他の医療従事者と円滑な連携を図る能力を身につける。

3年次 基礎臨床医学

- ・地域医療学実習（前期・地域の医療機関）※福井健康推進枠入学者
大学の総合診療部、地域中核病院、診療所におけるそれぞれの地域医療に果たす役割と連携、問題点を学習する。
- ・社会と医学・医療Ⅰ（後期）
介護・福祉に関連する施設における実習と講義を行い、地域保健、高齢者保健および障がい者保健の現場における医師や医療関係者の役割と職種間の連携について、実践的な理解を深めることを目標とする。

4年次 地域医療

- ・地域医療学（前期）
地域医療の現状を知り、問題点および解決への取組を理解する。また地域における住民－行政－医療者の連携等、理想の地域医療について知識を深める。
- ・社会と医学・医療Ⅱ（前期・後期）
社会医学領域（地域保健、産業保健、母子・小児保健、高齢者保健、国際保健など）における医師や医療関係者の役割と連携について理解する。

共用試験 CBT(知識), OSCE(技能)

臨床研修

4年次 1月

6年次

- ・臨床実習（附属病院・県内病院・県内地域医療機関）
実際の患者に対し、適切な処置及び指導ができるようになるための基本的な医学知識、技能および医師として患者に接する態度を身につける。総合診療部の実習では、地域医療の現場において、多職種で構成される医療チームの一員として、より実践的な実習を行う。
教育関連病院では一般レベルの診療はもとより、地域包括ケア、地域のプライマリケア、病院連携、在宅医療、地域における疾病予防等も幅広く学ぶ。

共用試験 Post CC OSCE, 卒業時学科試験

医師国家試験

- ・福井県内医療機関(初期臨床研修2年を含む9年間県内勤務)
- ・福井大学大学院医学系研究科 統合先進医学専攻 地域総合医療学コース

(白 紙 ペ ー ジ)

別表第2 医学科専門教育科目教育課程(第2条-第4条,第8条関係)

資料4

区分	授業科目	開設時間		履修年次						備考	単位相当
		必修	選択	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次		
医学英語	医学英語Ⅰ	30		30							1
	医学英語Ⅱ	30		30							1
	医学英語Ⅲ	30			30						1
	医学英語Ⅳ	30			30						1
	実用医学英語Ⅰ		30				30				1
	実用医学英語Ⅱ		24						24		0.5
	計	120	54	60	60	30	24			5.5	
メディカルプロフェッションナリズム	医学入門	30		30							2
	健康科学	30		30							2
	生命倫理学Ⅰ	30		30							2
	生命倫理学Ⅱ	30		30							2
	コミュニケーションとチーム医療Ⅰ	50		50							2
	コミュニケーションとチーム医療Ⅱ	30		30							1.5
	コミュニケーションとチーム医療Ⅲ	8					8				0.5
	医の原則	30				30					2
	死と法	32				32					2
	医療における安全性への配慮と危機管理	8					8				0.5
	メディアプロ総合演習	60						48	12		3
	計	338		170	30	62	16	48	12	19.5	
地域医療	地域医療テュートリアル	30		30							1
	地域医療学	16			8		8				1
	地域医療学実習		30				30				1
	社会と医学・医療Ⅰ	16					16				0.5
	社会と医学・医療Ⅱ	132						132			5
	計	194	30	30	8	46	140			8.5	
基礎医科学	行動科学Ⅰ	30		30							2
	行動科学Ⅱ	30		30							2
	基礎生物学	30		30							2
	生命現象の科学	92		92							5
	生体物質の代謝	60		60							3
	遺伝情報の維持と発現制御	34		34							1.5
	人体解剖学	152		152							4.5
	細胞の基本構造と機能	50		50							3
	組織・各臓器の構成,機能	104		104							4
	画像解剖総合演習	30		30							1
	個体の調節機構とホメオスタシス	84		84							4
	中枢神経系の機能と構造	90		90							4.5
	個体の発生	28		28							1.5
	生体と微生物	54		54							2
	生体と医動物	24		24							1
	免疫と生体防御	28		28							2
	生体と薬物	84				84					5.5
原因と病態	68				68					3	
	計	1072		334	586	152				51.5	
基礎臨床医学Ⅰ	血液・造血器・リンパ系	36				36					2
	神経系	54				54					3
	皮膚系	24				24					1.5
	運動器(筋骨格)系	32				32					2
	循環器系	50				50					3
	呼吸器系	32				32					2
	消化器系	48				48					3
	腎臓内科	24				24					1.5
	泌尿器系	34				34					2
	女性生殖機能・乳房	50				50					3
	内分泌・栄養・代謝系	40				40					2.5
	眼・視覚系	16				16					1
	精神系	28				28					2
	耳鼻咽喉・口腔系	34					34				2
	計	502				468	34			30.5	
基礎臨床医学Ⅱ	ライブと放射線	30		30							2
	放射線・電磁波の医療応用と防護	14				14					1
	遺伝医療・ゲノム医療	24					24				1.5
	感染症	32					32				2
	腫瘍	24					24				1.5
	免疫・アレルギー疾患	28					28				1.5
	救急医療・緊急被ばく医療	40					40				2
	成長と発達	20					20				1
	加齢と老化	14					14				1
	計	226		30	14	182				13.5	
診療の基本	症候・病態からのアプローチ	16				16					1
	基本的診療知識	100				100					6.5
	基本的診療技能	102				102					4.5
	画像・放射線を用いた診断と治療	40				40					2.5
	計	258				258				14.5	
臨床研修	診療参加型臨床実習Ⅰ	1120				455	665				32
	診療参加型臨床実習Ⅱ	1120					455	665			32
	実践臨床病態学	40						40			2.5
		計	2280				455	1120	705		66.5
医科学研究研修	医療統計学Ⅰ	30		30							2
	医療統計学Ⅱ	32			32						2
	研究実践初級コース		40	40							1
	研究実践上級コース	480	480								10.5
	研究室配属	40				40					1
	アドバンスト医科学研究コースⅠ	30				30					0.5
アドバンスト医科学研究コースⅡ	30				30					0.5	
	計	102	580	550	32	100				17.5	
	合 計	5092	664	1084	746	902	1115	1192	717		228
											213

(注) 1 授業科目は、分割し開設することがある。

2 教育上必要があるときは、教授会の議を経て、授業科目又は時間数を変更することがある。

(白 紙 ペ ー ジ)

学生の確保の見通し等を記載した書類

(1) 定員充足の見込み

・入学定員設定の考え方

本学医学部医学科においては、平成 21 年度に「経済財政改革の基本方針 2008」に基づき 5 名の恒久増、また、「緊急医師確保対策」に基づく平成 29 年度までの期限を付した 5 名の臨時定員増が認可され、入学定員を 105 名とした。その後、平成 22 年度に「経済財政改革の基本方針 2009」に基づき、平成 31 年度までの期限を付した 5 名の臨時定員増が認可され、入学定員を 110 名とした。また、「地域の医師確保等の観点からの平成 30 年度医学部入学定員の増加について」により、平成 29 年度を期限とする 5 名の臨時定員増について、平成 31 年度までの期限を付して再度の入学定員増が認可され、入学定員を 110 名とした。今般、新たに「地域の医師確保等の観点からの令和 2 年度医学部入学定員の増加について」により、令和 3 年度までの期限を付した 10 名の臨時定員増を実施するものである。

・定員充足の見込み（別表 1，2 参照）

福井県内定着者の増員を図る観点から、令和 2 年度から従来と同じ「福井健康推進枠（10 人程度）」と地域医療に従事する意志を持つ志願者「地域枠」（福井県内出身者）の募集人員を従来の 5 名程度から 10 名程度に拡充して推薦入試を実施する。

「全国枠」も含めた推薦入試Ⅱに対する全体の志願者数については、募集人員 30 名に対し、直近 5 年間の平均は約 155 名と大幅に上回ることから、入学定員の増員を行うにあたり、優秀な学生の確保が見込まれる。

(2) 学生確保に向けた具体的な取組状況

「福井健康推進枠」は、福井県内の地域医療に従事するという「地域医療への従事意志確約書」を大学に提出し、県には「奨学金受給意向調査書」を提出することを出願要件としており、全国から広く受験生を募集するものである。合格者には福井県より奨学金が支給され、在学中には地域医療を担う医師養成のための『地域医療人養成カリキュラム』を履修し、卒業後は福井県内の指定医療機関に 9 年間医師として従事することにより奨学金の返還が免除される。本制度により、福井県内の地域医療に従事する意志を持つ学生の確保に繋げている。

また、北陸地区進学説明会において高校の進路指導担当教員に対し、さらにオープンキャンパスにおいて高校生及びその保護者に対し、『福井健康推進枠』を含む医学科推薦入試Ⅱについて説明を行い、地域医療に貢献する入学者を確保することに努めている。

(別表1)

医学部医学科における直近5年間の志願者・入学者・志願倍率・入学定員充足率の推移

	H27	H28	H29	H30	H31
志願者(人)	754	707	764	847	652
入学者(人)	110	110	110	111	111
志願倍率	6.9	6.4	6.9	7.7	5.9
入学定員充足率(%)	100	100	100	100.9	100.9

(別表2)

医学部医学科における推薦入試Ⅱ志願者数の推移

	専願			併願				計 (うち地域枠／福井健康推進枠の受験者)
	全国枠	地域枠	福井健康推進枠	全国枠／地域枠	全国枠／福井健康推進枠	地域枠／福井健康推進枠	全国枠／地域枠／福井健康推進枠	
H27	37	1	16	8	18	15	52	147 (110)
H28	36	2	15	7	15	15	48	138 (102)
H29	40	2	21	9	21	24	35	152 (112)
H30	62	0	1	9	31	0	55	158 (96)
H31	87	0	0	5	41	0	48	181 (94)

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	ウエダ タカノリ 上田 孝典 <平成31年4月>		医学博士		学長 (平成31年4月)